

## 用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域		
<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; border-radius: 50%; margin-right: 5px;"></div> <span>建てられる用途</span> </div> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); margin-right: 5px;"></div> <span>建てられない用途</span> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <span>①、②、③、④、▲</span> 面積、階数等の制限あり         </div>														
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が	150㎡以下のもの	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗で2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店、銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみで2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗及び飲食店以外	
		150㎡を超え、500㎡以下のもの	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○		
		500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
事務所等	事務所等の床面積が	150㎡以下のもの	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下	
		150㎡を超え、500㎡以下のもの	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館		▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下		
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場等	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下		
	カラオケボックス等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 10,000㎡以下		
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 10,000㎡以下		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 客席の床面積200㎡未満		
キャバレー等、個室付浴場等		▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 個室付浴場等を除く		
公共施設・病院・学校等	幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下	
	自動車教習所	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
自動車庫・工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下	
	①②③については建築物の延べ床面積以下かつ備考欄に記載の制限	※一団地の敷地内について別に制限あり												
	倉庫業倉庫	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	畜舎(15㎡を超えるもの)	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲ 2階以下	
	危険性や環境を悪化させる恐れが	非常に少ない工場	○	○	○	○	①	①	①	②	②	○	○	作業場の床面積
		少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性が大きい、又は著しく環境を悪化させる恐れのある工場	やや多い工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	他に原動機・作業内容の制限あり
		原動機を使用する工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	作業場の床面積
自動車修理工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり		
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量が	非常に少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下	
	少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下	
	やや多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。